

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会
臨床スピリチュアルケア師 資格
専門スピリチュアルケア師 資格

新規・更新(暫定)資格認定審査 手続要項

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会
資格認定委員会

法人化後の二つの変更点

二つの変更点： 1.資格の名称

2020年3月27日、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会が設立されました。

スピリチュアルケア師の資格認定制度に大きな変更はありませんが、スピリチュアルケア師の名称は、以下のように変更されることとなりました。(2019年9月総会承認)

- スピリチュアルケア師(認定)→臨床スピリチュアルケア師
- スピリチュアルケア師(専門)→専門スピリチュアルケア師
- スピリチュアルケア師(指導)→指導スピリチュアルケア師

二つの変更点:

2. 資格審査の統合と更新期限(2020/4/18理事会決定)

- 資格審査は毎年の夏、年一回実施(2021年度より)
- 2021年度より、資格認定証の日付(認定日)をその年の10月1日とし、更新期限を5年後の9月30日とします。
- 現時点での暫定の資格認定証は、資格認定の5年後の3月31日までのところ、6か月、延長し、5年経過後の9月30日までの期間、資格を有効とします。

資格審査の対象と申請要件

更新審査の受験の仕方について

- ①スピリチュアルケア師（認定） → 更新審査：臨床スピリチュアルケア師 ○
→ 更新審査：専門スピリチュアルケア師 ×

※臨床資格の方が、専門資格を取得される場合は、
改めて専門資格取得のための教育を受け、新規資格審査を受ける必要があります。

- ②スピリチュアルケア師（専門） → 更新審査：臨床スピリチュアルケア師 ○
→ 更新審査：専門スピリチュアルケア師 ○

スピリチュアルケア師資格審査の対象者は以下の通りです。

前提として、

- ①本学会の会員であること ②専門職倫理講習を受講していること

が必要です。

1. 臨床スピリチュアルケア師(旧:認定資格)

- (1) 日本スピリチュアルケア学会が認定するスピリチュアルケア師の認定教育プログラムにおいて、本学会が定める臨床スピリチュアルケア師(旧:認定資格)の資格申請に必要な所定の教育領域の履修を修了した方。
- (2) 日本スピリチュアルケア学会が認定するスピリチュアルケア師の認定教育プログラムから、臨床スピリチュアルケア師(旧:認定資格)の資格審査の受験を認められている方。

2. 専門スピリチュアルケア師(旧:専門資格)

- (1) 日本スピリチュアルケア学会が認定するスピリチュアルケア師の認定教育プログラムにおいて、本学会が定める専門スピリチュアルケア師(旧:専門資格)の資格申請に必要な所定の教育領域の履修を修了した方。
- (2) 日本スピリチュアルケア学会が認定するスピリチュアルケア師の認定教育プログラムから、専門スピリチュアルケア師(旧:専門資格)の資格審査の受験を認められている方。

※受験可能回数と期間は、新規審査、更新審査ともに、初回の出願から3年間の間に2回です。

更新申請ができる者：臨床（旧認定）・専門共通

旧認定資格をお持ちで、臨床資格への更新審査を受けられる方は、以下の要件を満たした方となります。

① 5年間で400時間以上のスピリチュアルケア職としての臨床活動をしていること。

② 旧書式（各教育プログラム指定）で事例報告10本。うち5本はSV(スーパービジョン)を受けていること。

・新書式（学会指定）の場合は、1本で旧書式の2本分換算。

・すべて新書式の場合は、事例報告を5本を提出し、内3本はSVを受けていること。

③ 日本スピリチュアルケア学会学術大会に、5年間に2回以上参加していること

更新申請ができる者(専門)

専門資格をお持ちで、更新審査を受けるには、

臨床資格の要件に加え、30ポイント以上の「教育・研究活動ポイント」

が求められます。

- 上記要件を満たさない方は、「専門」資格の更新審査を受けられず、失効となります。ただし「臨床」資格への更新は可能です。
- 特別の事由があると認められた場合は、更新申請を猶予できる場合があります。

★ 3つの審査について

新規・更新資格審査ともに、

①「書類審査」

②「筆記試験」

③「面接試験」

計3種類

※筆記試験と面接試験は同日に行います。

費用

1. 審査料

30,000円

2. 登録料

20,000円

- ・登録料は、審査合格後に納入いただきます。

①提出書類について: 提出書類の概要

	臨床スピリチュアルケア師	専門スピリチュアルケア師
新規	<ul style="list-style-type: none">願書申請者の経歴自己理解に関する論述書認定教育プログラム修了証の写し住民票記載事項証明書内申書	<ul style="list-style-type: none">願書申請者の経歴自己理解に関する論述書認定教育プログラム修了証の写し住民票記載事項証明書内申書
更新 (暫定)	<p>上記に加え</p> <ul style="list-style-type: none">資格認定証の写しスピリチュアルケアの臨床活動歴事例報告書	<p>上記に加え</p> <ul style="list-style-type: none">資格認定証の写しスピリチュアルケアの臨床活動歴教育・研究活動ポイント表事例報告書

①提出書類について: 提出書類の準備

提出書類は、申請者が修了した認定教育プログラム(以下「プログラム」)の指導のもとで作成します。

認定教育プログラムに連絡の上、認定教育プログラムより求められた期日までに申請者が内申書以外のすべての書類を用意して、認定教育プログラムに提出してください。申請者自らが本学会に提出することはできません。申請書類は認定教育プログラムから、学会事務局あて、指定された締切までに一括提出します。認定教育プログラムから本学会への提出期限に間に合わなかった場合は、資格審査を受けられない場合があります。

①提出書類について： 臨床・専門の新規・更新共通のものについて

1. 願書（本学会所定用紙、申請者が作成、撮影後6ヶ月以内厳守）
2. 申請者の経歴（A4横書1枚以内、申請者が作成）
3. 自己理解に関する論述書（原則A4横書、申請者が作成）
 - (1)申請者自身のスピリチュアルケアのスタイルについて
 - (2)申請者自身のスピリチュアリティ形成について
4. 認定教育プログラムの修了証の写し（申請者が用意）
5. 住民票記載事項証明書（申請者が用意）
6. 内申書（本学会所定の用紙に、認定教育プログラムが作成）

①提出書類について:その詳細ー1. 願書

1. 願書(申請者作成)

- (1) 氏名(日本語、ローマ字表記)
- (2) 生年月日
- (3) 写真(6か月以内)
- (4) 審査に関する連絡先:住所、電話、E-mail
- (5) 所属する認定教育プログラム名
- (6) 審査料30,000円の振り込みにかかる書類(郵便振替納付証など)を貼付

※専門から臨床に変更する方は「臨床」資格申請書を使用してください。

以下より、臨床か専門のいずれかをダウンロードしてください。

<http://www.spiritualcare.jp/qualification/renew/>

①提出書類について:その詳細ー2. 申請者の経歴

2. 申請者の経歴 A4横書1枚以内(申請者作成) 学会ホームページにあるサンプルを参照してください

- (1) 氏名
- (2) 学歴(高等学校卒業相当以降)
- (3) 職歴(主なもの)
- (4) 研修歴(スピリチュアルケア関連を中心に)
- (5) スピリチュアルケア活動歴(主なもの)

※更新の方は19頁の追加書類が必要

①提出書類について:

その詳細ー3. 自己理解に関する論述

(1) 申請者自身のスピリチュアルケアのスタイルについて(申請者作成)

- 申請者自身の関係力・共感力の強みや課題についての理解、を述べる。
- PC使用の場合は、A4横書(40×40=1600字)
手書きの場合は、1600字以内(400字詰め原稿用紙使用)。

(2) 申請者自身のスピリチュアリティについて(申請者作成)

- 自身の理解するスピリチュアリティ及び自身の宗教的・思想的・文化的背景と、スピリチュアリティに影響を与えた出来事を述べる。
- PC使用の場合は、A4横書(40×40=1600字)
手書きの場合は、1600字以内(400字詰め原稿用紙使用)。

①提出書類について:

その詳細ー4. 認定教育プログラムの修了証の写し 5. 住民票記載事項証明書

4. 認定教育プログラム修了証の写し

- ・ 認定教育プログラムで、臨床スピリチュアルケア師(旧:認定資格)または専門スピリチュアルケア師(旧:専門資格)の資格申請に必要な所定の教育を修了した証明書の写し。
- ・ 臨床スピリチュアルケア師(旧:認定資格)または専門スピリチュアルケア師(旧:専門資格)のいずれの教育を修了したかが明記されているもの。

5. 住民票記載事項証明書

- ・ 申請者の氏名、生年月日、住所、当該市区町村の住民となった日が記載されているもの。
世帯主、本籍地、住民票コード、マイナンバーは記載不要。
- ・ 発行後、6か月以内のもの。

①提出書類について: その詳細—更新の方の追加書類

臨床(旧認定)及び専門資格の更新の方は、以下の三つの書類も提出。

(3)と(4)は、学会ホームページより所定の書式をダウンロードして記入すること。

(1) スピリチュアルケア師 資格認定証の写し

(2) スピリチュアルケアの臨床活動歴

(3) 教育・研究活動ポイント表(専門のみ)

・「教育・研究活動ポイントの詳細について」参照

(4) 事例報告書(新旧書式混合可)

旧書式で10本(内、指導者からのスーパービジョンを受けた事例報告書5本)

新書式1本は、旧書式2本分換算

※すべて新書式の場合は、5本の内3本をSVを受けていること。

②筆記試験と③面接試験の詳細

②筆記試験について:その詳細ー1. 形式

- (1)スピリチュアリティ、スピリチュアルケアに関する基本的知識を問うものです。
- (2) 試験時間は60分で、50問の正誤選択式です。
- (3) 以下の領域からの出題とします。
「思想・宗教・文化・伝統」、「心理・力動・ケア」、
「スピリチュアリティ論、スピリチュアルケア論」、「倫理」
- (4) 次ページの文献から出題します。

②筆記試験について:その詳細ー2. 出題文献

- (1) 鎌田東二編著『講座スピリチュアル学 第1巻:スピリチュアルケア』
(2014、ビイングネットプレス)
- (2) 窪寺俊之著『スピリチュアルケア学概説』(2008、三輪書店)
- (3) 高木慶子編著『グリーフケア入門 悲嘆のさなかにある人を支える』
(2012、勁草書房)
- (4) 脇本平也著『宗教学入門』(1997、講談社学術文庫)
- (5) 一般社団法人日本スピリチュアルケア学会 定款
- (6) 同学会 スピリチュアルケア師 倫理綱領

③面接試験について:その詳細ー1. 形式と内容

面接試験は、資格審査申請者の資質、適性を、以下の5つの観点を中心に評価します。

- (1) 自己理解
- (2) 他者理解
- (3) 関係性と共感力
- (4) 概念化力・表現力
- (5) 臨床倫理実践力

- ・面接試験の時間は、一人当たり20分です。
- ・面接の開始時刻は、申請受付後に本学会から送付する受験票に記載してご連絡します。必ず、面接開始時間の20分前までに試験会場に入室してください。

③面接試験について:その詳細ー2. 審査基準

＜スピリチュアルケアの前提＞

スピリチュアルケア実践者も対象者も

共に歴史・個性・スピリチュアリティ・関係性を持つ
尊厳ある人間存在であり、

両者のダイナミックな関係こそが
スピリチュアルケアに資する、

ということを基本的理解とした上で、
以下の能力を備えていること。

③面接試験について： スピリチュアルケア資格審査基準5領域

1. 自己理解

- ① 生育歴や人間関係ならびに臨床経験を振り返り、スピリチュアルケア実践者として、等身大の自己の姿や特徴を理解できる。
- ② 学術的知見の拡大や仲間との学習を通して、スピリチュアルケア実践者としての能力向上に努めることができる。
- ③ 自己の個性・特徴・課題を、スピリチュアルケアにダイナミックに生かすことができる。

③面接試験について： スピリチュアルケア資格審査基準5領域

2. 他者理解

- ① 他者の心の動き(感情、情緒など)を感じとることができる。
- ② 偏見や先入観を持たずに、他者とありのままに向き合うことができる。
- ③ 他者を、スピリチュアルケアの対象としてだけでなく、課題を多く抱えた現代社会を生きる仲間として、優しさ、労わり、思いやり、共感を持って向き合うことができる。

③面接試験について：
スピリチュアルケア資格審査基準5領域

3. 関係性と共感力

- ① 他者と信頼を築き、適切なケア関係に留まることができる。
- ② 他者から信頼され、課題や苦悩をともに担う関係となることができる。
- ③ 自己他者間のダイナミズムやそこに働くスピリチュアリティを感じ取り、適切に対応できる。

③面接試験について： スピリチュアルケア資格審査基準5領域

4. 概念化力・表現力

- ① スピリチュアルケアを導いている（自覚的・無自覚的な）概念を省察し、関係やケアの意味を振り返ることができる。
- ② 臨床経験をスピリチュアルケアの視点から整理し言語化でき、スピリチュアルケアの焦点となっている他者やケアチームに、必要に応じて適切に伝えることができる。
- ③ 意味の広がりや重層性を大切にしつつ言葉を理解し表現することができる。

③面接試験について：
スピリチュアルケア資格審査基準5領域

5. 臨床倫理実践力

- ① 他者をスピリチュアルな存在として尊敬をもって受け入れ、パワーバランスを意識し、適切に対応できる。
- ② 臨床での問題に人権意識を持って対応できる。
- ③ 個人情報守秘義務を守る意識がある。

合否、不合格の場合の再審査 審査や更新の猶予願い、資格失効など

合否結果:

合否結果は、理事会の審議を経て、試験後**約**一ヶ月程度で、受験者及び所属認定教育プログラムに通知します。

合格された方は、期日までに登録料を納入し、手続きを完了してください。

- ・新型コロナウイルス問題対応のため、筆記・面接試験の日程が変更となった場合は、合否結果の通知時期が変更となる場合があります。
- ・1回目の資格審査で不合格となった場合は、初回の出願から3年以内であれば、**あと1回のみ**、審査を受けることができます。
- ・**新規**の審査で不合格となり、再教育の指示があった場合には、当該再教育を受けた上で、再審査に臨んでください。

更新審査不合格の場合の再審査申請

①臨床資格不合格者の再審査申請：

- ・2021年4月以降の「実習」事例2本（新書式・指導を受けたもの）提出。
- ・再度、**臨床**資格更新審査を申請してください。

②専門資格不合格者の再審査申請：

- ・2021年4月以降の「実習」事例2本（新書式・指導を受けたもの）提出。
- ・再度、専門／**臨床**（選択可）資格更新審査を申請してください
- ・教育・研究活動ポイントは、再申請年度から5年遡った期間のみ有効。

※再審査を申請し合格するまでは、資格は失効します。

※再審査で不合格の場合は、資格は失効します。

資格失効と資格再取得

1. 以下の場合に資格は失効となります。

- 1) 更新条件を満たしているが、
 - a. 更新審査の申請をしなかった場合
 - b. 更新審査の申請をし、受験したが、不合格となった場合
 - c. 受験せず、審査猶予申請がなかった場合
 - d. 受験せず、審査猶予申請をしたが認められなかった場合
- 2) 更新条件を満たしておらず、
 - a. 審査猶予申請をしても認められなかった場合
 - b. 審査猶予申請も行わなかった場合

2. 資格失効者の再取得:

資格の再取得には、「認定教育プログラム」による実習教育を中心とした再教育を受け、次年度以降の**新規審査**に合格する必要があります。

資格審査受験の機会の例

- (1) 資格審査は、初回の出願から3年以内に2回受けることができます。
- (2) たとえば、2019年度に認定教育プログラムを修了した方には、次のようなパターンがあり得ます。
 - ・ 2020年度の審査を受けて、1回目の審査で合格する。
 - ・ 2020年度の審査を受けて、1回目の審査で不合格
→2021年度に2回目の審査を受ける。○
→2022年度に2回目の審査を受ける。○
→2023年度に2回目の審査を受ける。×（3年を超えていてるため）
 - ・ 2020年度の審査を受けずに、2021年度に1回目の審査を受ける。

審査猶予願(新規・更新共通)

- ・**資格審査を申請した後**で、やむを得ない事情によって筆記・面接試験を受けることができなくなった場合は、速やかに、「**審査猶予願**」を提出してください。
- ・また、筆記・面接試験の直前あるいは試験日当日になって、やむを得ない事情により、試験を受けることができなくなった場合も、試験実施後の7日以内に「**審査猶予願**」を提出することができます。
- ・「**審査猶予願**」が理事会によって認められた場合は、審査を受けなかったものと見なすため、審査を受ける要件を満たした時点(**出願時点**)から3年以内であれば、2回までの受験が可能です。
- ・「**審査猶予願**」を提出しなかった場合、または、「**審査猶予願**」を提出して、猶予が認められなかった場合は、審査結果を「**不合格**」として取り扱います。
- ・「**審査猶予願**」の提出の有無、また、猶予の諾否にかかわらず、**いったん納入された審査料は返金しません。**

更新の方：更新猶予手続き

特別な事由で更新審査が受けられないことが予め分かっている場合には、**資格認定委員会**に「更新猶予願」を書類締切日までに提出できます。

理事会はこれを審査し、結果を通達します。

更新猶予期間は1年単位とし、特段の事由がなければ原則として延長できません。

更新期間は延長されません。例えば、1年の猶予を得て資格更新をした場合、残り資格期間は4年となります。

特別な事由なく資格更新条件を満たせなかった場合は、更新猶予となりません。（＝失効になります）

更新の方：更新猶予手続き

特別な事由とは以下を指します。

- ・長期海外渡航（仕事・留学）
- ・本人または家族に病気療養の期間がある場合
- ・出産、育児の時期がある場合

上記以外の特別な事由を申し立てる場合は、別途記載してください（理事会で審議します）。

更新の方：更新猶予期間の「特別暫定資格証」

- 1) 特別な事由により更新猶予期間を得た場合
 - 2) 更新資格条件を満たし、かつ、当日受験できないため、あらかじめ申請し、理事会に認められた場合
 - 3) 受験予定だったが、当日何等かの事情により受験できず、次回審査を申し出て、理事会に認められた場合
- 上記いずれかの条件を満たす場合、猶予期間のみ有効の、「特別暫定資格証」を、希望者に発行することができます。